

寒河江市移住体験参加促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が主催する移住体験ツアー又は就農体験ツアー（以下「体験ツアー」という。）への参加促進を図ることで市への移住拡大につなげるため、体験ツアーへ参加するための費用の一部に対し、寒河江市移住・定住推進協議会会長（以下「会長」という。）が予算の範囲内において寒河江市移住体験参加促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、県外に住所を有する者で、市又は市が指定する各種協議会が主催する体験ツアーの全行程に参加した者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、寒河江市移住体験参加促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、補助対象経費の支払を証する書類の写しを添付して、体験ツアーが終了した日から起算して30日以内に会長に申請するものとする。

2 補助金の交付の申請は、1組あたり1年度につき1回に限るものとする。

(交付の決定)

第5条 会長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、寒河江市移住体験参加促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 会長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号に規定するもののほか、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助 対象 事業	補助対象経費				補助金額
	交通費			宿泊費	
	公共交通 機関	自家用車	レンタカー		
体験 ツアー	居住地か ら寒河江 駅までの 往復に要 する経費	(1) 居住 地から寒河 江市役所ま での往復の 距離に 25 円／km を 乗じて得た 額 (2) 居住地 から寒河江 市区間内の 高速道路の 利用料金	(1) 借上料 (2) 居住地 から寒河江 市区間内の 高速道路の 利用料金 (3) レンタ カー利用時 の燃料費	旅館業法（昭 和 23 年法律第 138 号）第 2 条 に規定する市 内のホテル、 旅館その他の 宿泊施設の利 用料金。ただ し、1 泊を上 限とする。	補助対象経費の 合計額に 2 分の 1 を乗じて得た 額とし、5 万円 を上限とする。 ただし、その額 に 1,000 円未満 の端数があると きは、これを切 り捨てた額とす る。